

## 第4節 第1次計画の評価と今後の課題

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

### 1 第1次計画の評価

#### (1) テーマ1 早期の教育相談支援体制の整備

##### ①特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校のセンター的機能の一つである、就学前の幼児に対する教育相談は、毎年、2,600件から2,800件前後で推移しており、小学校への就学に関する相談の要望は高いと考えられます。また、件数から見ても、特別支援学校が、早期からの教育相談に関して大きな役割を果たしており、今後も、特別支援学校のセンター的機能の充実が重要であると思われます。(グラフ6、P20)

##### ②複層的な相談体制

千葉県総合教育センター特別支援教育部では、学習の遅れがあったり、行動が気になったりする児童生徒についての相談に対応しています。また、千葉県子どもと親のサポートセンター教育相談部では、不登校やいじめ等の多様な相談に対応しています。この2つは双方の専門性を生かし、不登校、いじめ、発達障害に関する相談、長期欠席・引きこもりに関する複層的な相談等に対応しています。

今後も、千葉県総合教育センター特別支援教育部と千葉県子供と親のサポートセンター教育相談部が協力・連携した相談体制の充実を図ることが必要です。(グラフ8、P20)

#### (2) テーマ2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

##### ①「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成

- ・小・中学校等における「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成率は年々高くなっています。これは、計画作成の意義の理解啓発に努めてきた成果であると思われます。
- ・平成28年4月1日、「障害者差別解消法」の施行に伴い、公立学校等における合理的配慮の提供が義務化されると共に、本人・保護者等と合意形成に至った合理的配慮の内容を「個別の教育支援計画」に明記することが望ましいとされました。本県では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を作成し、各学校に配布するとともに、法の施行について保護者に周知を図るよう通知しました。
- ・これまで各学校が行ってきた個々の教育的ニーズに適切に対応する取組をさらに進め、新たな申し出も含めて本人・保護者等と合意形成を図った上で、「個別の教育支援計画」を作成することとし、その作成率100%を目指していくことが重要です。

(グラフ9、P21)(グラフ10、P22)

##### ②連続性のある「多様な学びの場」の構築

- ・特別支援学校における「通級による指導」、ICT機器を活用した訪問教育の工夫など、様々な困難を抱える児童生徒への支援について研究や支援が進んでいます。今後も多様な

学びの場の充実を図っていくことが重要です。

(図8、P25)(表9、P28)

- ・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒で医療的ケアが必要な幼児児童生徒は年々増加しており、また、小・中学校等においてもケア対象の児童生徒が平成28年度には27校に31人となり、看護師の配置も進んでいます。今後も、小・中学校、高等学校等にケア対象の児童生徒が増加するものと考えられることから、特別支援学校と連携した医療的ケアの充実を図っていく必要があります。

(表7・8、P27)

### ③特別支援教育支援員の配置

- ・特別支援教育支援員の配置については、平成19年度、幼稚園、小・中学校及び高等学校等に総数441人、平成28年度には、総数2,204人と、以前と比較して増員されているところです。なお、増員要請が強いことから、特別支援教育コーディネーターの専任配置と併せて、特別支援教育支援員の増員(地方財政措置による)を、国に要望しているところです。

(グラフ11、P23)(表4、P23)

### ④特別支援アドバイザーの配置

- ・県教育委員会では、小・中学校等に在学する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導・支援に関して、教員への助言・援助を行うことを目的に特別支援教育に専門性を有する特別支援アドバイザーを教育事務所に20名配置し、各学校からの要請に基づき派遣しています。各学校からの派遣要請については、近年では1,000件近くになっています。幼児児童生徒の実態及び地域の実情に即した相談体制を、今後も充実させていくことが望まれています。

(グラフ5、P19)

### ⑤交流及び共同学習

- ・特別支援学校に在籍する児童生徒等が、自分の住む地域の学校で数日間学習するという「居住地校交流」の実施人数及び学校同士で交流を行う「学校間交流」の実施回数とともに増加しています。
- ・障害のある幼児児童生徒が、障害のない幼児児童生徒と地域で共に学び、生き生きと活動しつつ充実した生活をすることは大変重要であることから、今後もさらなる交流及び共同学習の充実を図ることが必要です。(「コラム5」参照)

(グラフ12、P26)

### (3) テーマ3 今後の特別支援教育の新たな機能の構築

#### ①特別支援学校の整備・充実

特別支援学校の幼児児童生徒数の増加に伴う過密状況に対応し、平成19年度以降、新設校8校、分校5校、分教室3か所を開設し、2校で増築を行いました。今後も、県立特別支援学校整備計画に基づいた整備を計画的に進めていく必要があります。

(表10、P30)

#### ②看護師の配置

これまで、医療的ケアに係る必要な看護師等の配置を、順次、進めてきました。また、ガイドラインを定めたり、医療的ケア指導医による特別支援学校看護師等指導事業等を実施したりすることにより、安全で確実な医療的ケアの実施に努めてきており、平成17年に医療的ケアを開始して以降大きな医療的事故は起こっていません。今後も必要に応じて看護師の配置を進めていくとともに、地域の小・中学校等と連携しつつ、医療的ケアの充実に努めていくことが必要です。(「コラム6」参照)

(表7・8、P27)

#### ③特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が実施する相談件数の増加、「通級による指導」の展開、研究の取組等、特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての役割に積極的に取り組み、着実な成果を上げています。今後も、地域の特別支援教育のセンターとして、さらなる充実を図っていくことが必要です。(「コラム14」参照)

(グラフ6・7、P20)(図8、P25)

### (4) テーマ4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

#### テーマ5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の充実

##### ①就労支援

就労に当たって必要な技能や働き続けるために必要な力、卒業後の生活に必要な力等について、現状や課題を把握し、授業内容の改善等に生かすため、企業や福祉施設等との連携を進めるとともに各学校において就労支援コーディネーターを指名し、就労支援のネットワークの構築を図っています。(「コラム9」参照)今後も、卒業後の就労支援の充実に努め、地域で生き生きと生活できるためのネットワークを構築していくことが重要です。

(グラフ15、P32)

##### ②卒業後の支援

卒業後の社会生活の充実は大変重要です。働く力を身につけるだけでなく、在学中に、生涯学習に関する機関や施設を利用した体験活動など、将来の社会生活の充実を見据えた学習にも力を入れることで、地域で積極的に社会参加することのできる生徒の育成及び共生社会の構築にも取り組んでいくことが重要です。

## (5) テーマ6 学校と教員の専門性の維持・向上

### ①特別支援学校教諭免許状の取得

県内の特別支援学校の特別支援学校教諭免許状保有率は、80～85%で推移し、全国的にも高い水準を維持しています。一方、特別支援学級や通級による指導の担当者には特別支援学校教諭免許状の保有が義務付けられていないため、保有率は、40%前後となっており、専門性を向上させるためには、特別支援学校と同様の免許状保有率を目指す必要があります。今後も、積極的な人事交流を行いつつも、全ての学校種で特別支援学校教諭免許状の取得を進めるとともに、特別支援教育が推進されるようにする必要があります。（「コラム11」参照）  
（グラフ17・18、P35）

### ②「特別支援教育」採用枠の有効活用

これまでは、特別支援学級や「通級による指導」の担当教員の約半数が特別支援教育についての経験年数が5年未満で、その専門性の向上が課題となっていました。このため「平成29年度教員採用選考」から、「特別支援学校」の採用枠を「特別支援教育」の採用枠に変更し、採用後は特別支援学校で経験を積んだ後、小・中学校等へも異動し、特別支援学級や「通級による指導」等を担当できるようにしました。この仕組みを有効に活用し、特別支援学級や「通級による指導」の担当教員の専門性の向上を図っていくことが必要です。

### ③専門性の向上

- ・県総合教育センターを中心として、受講者の経験年数・職務に即した研修体系を整え、専門性の向上に努めてきました。今後も、受講者の主体性を生かした段階的な研修体系を整え、全ての学校で、特別支援教育が進むよう、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが重要です。
- ・文部科学省の事業受託校や県教育委員会の研究指定校に対し、本県の特別支援教育に係る課題について調査研究を行うとともに、その成果を特別支援教育実践発表会や研究指定校研究成果報告会等で報告し、県内外に広めることができました。今後も、継続して取り組んでいくことが重要です。
- ・大学の教職課程における特別支援教育に係る講座の拡大等により、通常の学級における特別支援教育の推進を図る必要があることから、県内の大学に対して、認定講習の実施、教員養成のカリキュラム等について要望・意見を伝えてきた結果、研究・研修事業として発達障害等に関する研修講座が開設されました。今後も県教育委員会と大学との連携強化が重要です。

## 2 今後の課題

### (1) 早期からの教育相談と支援体制の整備

#### ① 相談・支援体制の充実

市町村の保健センターや保育園等の関係者・関係機関の支援ネットワークを一層強化させ、障害のある幼児児童生徒とその保護者に対する相談・支援体制を更に充実させていく必要があります。

#### ② 「個別の教育支援計画」等の活用

各市町村及び市町村教育委員会等で作成しているライフサポートファイルや「個別の教育支援計画」等を十分活用し、きめ細かで十分な情報提供と合意形成を図りながら、就学後のフォローアップを含め、一人一人の教育的ニーズに応じた就学相談・就学事務を実践していくことが求められます。

### (2) 一人一人の教育的ニーズへの対応と連続性のある「多様な学びの場」の構築

#### ① 一人一人の教育的ニーズへの対応

一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を実現するために、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の柔軟で連続性のある多様な学びの場を県内全域に用意し、障害の特性や教育的ニーズに配慮した教育課程の工夫、施設設備面の改善していくことが必要となります。そして、十分な学びに結びつくよう、合理的配慮の提供を含めた計画的な対応が求められます。

さらに、多様な教育的ニーズに対して、効果的な指導・支援を実現するため、ICTや外部人材、地域社会の様々な教育資源を積極的に活用していくことが課題です。

#### ② 障害のあるなしに関わらず、幼児児童生徒が共に学ぶことへの対応

障害のある人も障害のない人も、相互に尊重し理解し合う態度を発達段階に応じて身に付けていくようにすることは、我が国が目指す共生社会の形成に向けて極めて重要です。引き続き、交流及び共同学習を推進するなど、地域で共に学ぶ取組の充実が必要です。

#### ③ 様々な困難を抱える幼児児童生徒への対応

安全な学校生活と充実した学習活動を支える医療的ケアについて、通常の幼稚園、小・中学校及び高等学校等における医療的ケアを含め、よりよい体制整備を進めていくことが期待されます。

また、これまで指導方法や支援体制が十分共有されていなかった精神疾患、高次脳機能障害、強度行動障害等のある幼児児童生徒への対応や、長期入院などの事情で十分な学習の機会が得にくい状況におかれている幼児児童生徒への対応、通学距離や社会自立に困難がある場合の対応など、きめ細かな指導と支援の仕組みを充実させていくことが必要です。

#### ④高等学校の特別支援教育の推進

高等学校においても、全ての学校において、特別支援教育コーディネーターが指名されるとともに校内委員会が設置されています。

今後は、高等学校における特別支援教育の更なる推進体制整備を進めるとともに、発達障害等のある生徒について、授業はもとより、生徒指導、進路指導等の課題について支援していくことが大切です。

また、生徒の卒業した小・中学校等及び近隣の特別支援学校との連携を図りつつ、効果的な合理的配慮の在り方も丁寧に検討する必要があります。

#### ⑤障害者スポーツ等の充実

平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催は、国や世代、文化を越えた交流を通じて、日本を夢や希望にあふれた社会にする千載一遇のチャンスと考えます。

特に、この機会を生かし、障害者スポーツを通じた交流による効果について実践的な研究を進め、交流及び共同学習を深めたり、障害者スポーツを推進したりする等、障害者の自立と社会参加を促進していく必要があります。

### （3）特別支援学校の教育環境の整備と新たな機能の構築

#### ①特別支援学校の過密状況や適切な学習環境づくりへの対応

特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室不足や施設の狭隘化については、引き続き、対応を要する地域があります。

また、スクールバスの利用や施設設備等の充実など、障害のある幼児児童生徒の重度・重複化、多様化に対応した教育環境を一層整備していくことが必要です。

#### ②特別支援学校の多様な支援機能充実への対応

インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の充実を図る上で、特別支援学校が有する専門性を、地域の特別支援教育の推進・充実に向け、有用な教育資源として活用できるようなネットワークが求められます。

障害のある幼児児童生徒が必要な支援を地域で受けられるよう、市町村教育委員会と連携を図りながら特別支援学校の「通級による指導」をより受けやすくすることや、医療的ケアの拠点校としての役割を含め、多様な障害種に総合的に対応できるよう、特別支援学校の教育機能を充実させることが必要です。

#### （4）卒業後の自立支援や生涯学習の支援

##### ①関係機関との連携の一層の充実

障害のある幼児児童生徒の重度・重複化、多様化に対応した、生徒の卒業後の社会生活の充実に向け、教育と医療・福祉・保健・労働等の各分野の一層の連携を図りながら在学中からの支援を強化していく必要があります。

##### ②生涯学習へのつながり

障害のある幼児児童生徒の地域社会での生活についても目を向け、在学中から、様々な余暇活動や社会教育施設等の利用も含めた豊かな生活につながる取組の充実を図っていくことが大切です。

##### ③就労支援

障害のある生徒の就労支援については、これまで企業、関係機関、学校などが相互に連携を図るなかで培ってきた信頼を踏まえ、ネットワークの強化を図り、在学中のキャリア教育・進路指導の充実、障害者雇用の理解推進、就労後の定着（就労後のアフターケアを含む）などに一層努めていくことが重要です。

#### （5）学校と教員の専門性の維持・向上

##### ①特別支援学校教諭免許状取得と「特別支援教育」採用枠の運用

特別支援学校教諭免許状の取得促進、「特別支援教育の採用枠」の有効な運用を通して、特別支援学級担任や「通級による指導」の担当教員等の専門性の向上を図り、全ての学校種において特別支援教育を推進していくことが重要です。

##### ②異校種間の人事交流及び大学等の連携

引き続き、異校種間の計画的な人事交流などを通して、全ての学校種の教員が、特別支援教育に関する専門性を身に付けていくための取組が重要です。また、大学との連携により、教職課程における特別支援教育の充実に努めていくことも重要です。

##### ③研修の充実

教員の教職経験や職種に応じた県総合教育センター等における研修をとおして、特別支援教育に関する基礎的な知識技能を全ての職員が身につけていくようにする取組が引き続き重要です。

また、卒業後の社会生活を見据えた場合、教育と医療・福祉・保健・労働等の関係機関・施設、企業など、障害のある幼児児童生徒の福祉に関わりあう個人・団体が連携し、相互に研修し合える取組も必要です。

### 3 課題の整理

#### 第1次推進基本計画取組後の今後の課題

##### 1 早期からの教育相談と支援体制の整備

- ① 関係機関の支援ネットワークの一層の強化
- ② 個別の教育支援計画を活用した就学相談

##### 2 一人一人の教育的ニーズへの対応と連続性のある多様な学びの場の整備

- ① 多様な教育的ニーズに対応する学びの場の充実
- ② 交流及び共同学習の推進
- ③ 様々な困難を抱える幼児児童生徒への対応
- ④ 高等学校の特別支援教育の推進
- ⑤ 障害者スポーツ等の充実

##### 3 特別支援学校の教育環境の整備と新たな機能の構築

- ① 過密状況への対応、適切な学習環境づくり
- ② 支援機能の充実

##### 4 卒業後の自立支援や生涯学習の支援

- ① 関係機関との一層の連携
- ② 生涯学習・余暇活動の取組の充実
- ③ 就労支援、就労後の定着

##### 5 学校と教員の専門性の維持・向上

- ① 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上
- ② 計画的な人事交流による全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
- ③ 各種研修の充実

#### 目指す姿

- ・いつでも、どこでも相談できる個のニーズに応じた相談・支援体制が整っている。
- ・必要な支援の計画が十分に機能している。

- ・合理的配慮が提供され、「分かる授業」が実践されている。
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが地域で学ぶ場が充実している。
- ・県内全ての地域で全ての障害について連続した学びの場と必要な支援が用意されている。
- ・高等学校の校内支援体制が充実している。
- ・障害者スポーツを通じた交流が盛んに行われている。

- ・過密状況への対応が進んでいる。
- ・特別支援学校の支援機能の再構築が行われている。

- ・発達段階に応じたキャリア教育が推進されている。
- ・生涯学習の場が充実している。
- ・個のニーズに応じた就労支援が行われている。

- ・特別支援学級、「通級による指導」の担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上が図られている。
- ・異校種間の人事交流等により、全ての学校で特別支援教育の充実が図られている。
- ・特別支援教育に関する研修・研究の取組や関係機関との研修が充実している。

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料





## 12 手をつなぐ作品展 - 入選作品紹介(作文・絵画) -

「手をつなぐ作品展」（千葉県及び千葉県肢体不自由児協会主催）は、障害のある人もない人もお互いを理解し、心身障害児者の福祉の向上を目的としており、毎年、県内の小・中学校及び特別支援学校等に在籍する多くの児童生徒からの応募があります。

平成28年度は、作文の部から11名、絵画の部からは12名が、特別賞を受賞しました。表彰式当日は、知事賞を受賞した東金市立北中学校3年の三田 健斗さん他2名の作文朗読が行われ、心温まる作文に会場は大きな拍手に包まれました。

※受賞者の学年は、平成29年2月現在です。

【作文の部】

千葉県知事賞

東金市立北中学校

3年 三田 健斗

「助け合っていくことで」

私は車椅子に乗っています。生まれたときから足が不自由で、自分自身で歩くことが難しいからです。そのため、たくさん苦勞することがありました。例えば、地面の具合が悪かったり、バリアフリーでなかったりすると行動しにくい、また出来ないことがあったり、スポーツ等が満足に出来なかったりします。

また、下半身の感覚を感じにくい私は、自分で気付かないうちに、足に傷や怪我を負っていることも少なくありません。他にもトイレのこと等、たいへんなことはたくさんあります。また、車椅子のことについて人から何か言われたとき、不快に感じてしまうこともあります。よくあるのは、「何で車いすなの？」と聞かれることです。別段不快に感じることはありませんが、答えに困ってしまいます。またお店などで、小さいお子さんが私の近くを通ったとき、親御さんに必要以上にオーバーなリアクションをとられることもあります。仕方ないことなのかもしれませんが、私自身が危険なことをしているわけではないので、モヤモヤした気持ちになってしまいます。

しかし私は、自分のこの体、また親に対して憎んだり絶望したことはありません。なぜなら、みんなからたくさん愛や優しさをもらい支えられてきたからです。

私は、百メートルを走ると、どうしてもいつも最後になってしまいます。でも、みんなが応援してくれるので、それを辛いと思ったことはありません。また、長い上り坂等では私から助けを求めなくても、自分から進んで私の車椅子を押してくれる友達が多いです。更には、サッカー等、私がみんなと一緒にやるのが難しい遊びでも、友達はルールややり方を変え、私も楽しめるように工夫してくれます。他にもあげていたら、きりがありません。

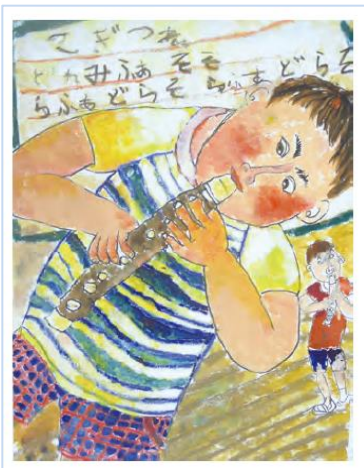
私の体はみんなとは少し違いますが、みんなはそれを受け入れ、他の友達と同じように私に接してくれます。私は本当に良い友達を持ったとつくづく思います。また、学校の先生や親にもたくさん助けてもらいました。私が学校や普段の生活でも困らないように細かい部分まで考えてもらい、とても助かった場面が多いです。他にも、段差が上れなくて困っているとき、全く見ず知らずの人に助けてもらったことも何度もあります。感謝してもしきれないくらい、たくさんの人に本当に良くしてもらいました。

このように私は、みんなに支えられて生きてきました。車椅子に生まれて、逆に得なんじゃないかと思ってしまうこともあるくらいです。そんな私が最近考えるのは、私自身がみんなに何をしてあげられるか、ということです。肉体的に誰かを助けることは難しいかもしれません。しかし、心に寄り添って誰かを支えることは、十分に私でも出来ると思います。例えば、何か困っていることや悩んでいることのある友達がいたら、進んで手を差し延べ力になりたいです。また、道端で迷子になっている小さな子供や、横断歩道のない道を渡れずに困っているお年寄りなどをたまに見かけます。そういった、自分の知らない人でも出来ることなら進んで手を差し延べ、力になりたいです。そういったことの積み重ねが、今まで私に優しく接してくれた方々への恩返しになると信じています。私は歩くことが苦手です。しかし私はこれを、勉強が得意な人もいれば苦手な人もいる、運動が得意な人もいれば苦手な人もいる、それと同じように受けとめています。苦手なら助けてもらえばいいのです。そのかわり、出来ることで私がみんなを助けていく、そういった助け合いが広がっていくことで、障害というハンデを気にすることなく、みんなが暮らしやすい世の中になると、私は思います。

【絵画の部】

千葉県知事賞

茂原市立五郷小学校  
三年 川原 蒼大  
「むずかしいな」



【絵画の部】

千葉県教育委員会  
教育長賞

茂原市立五郷小学校  
二年 小綱 柊翔  
「元気なういのぼり」

